（特別区・武三地区ハイヤー自動認可運賃・メーター器有り）
令和　　年　　月　　日

関東運輸局長　殿

住　　所
名　　称
代表者名
連 絡 先

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金（ハイヤー）設定認可申請書

今般、一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金（ハイヤー）を、下記のとおり設定したいので、道路運送法第９条の３及び同法施行規則第１０条の３の規定により申請いたします。

記

１．申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

２．設定しようとする運賃及び料金を適用する営業区域
特別区・武三交通圏

３．設定しようとする運賃及び料金の種類、額及び適用方法

種類／車種	時間制運賃	長期間契約運賃Ａ	長期間契約運賃Ｂ	距離制運賃・待料金
大型車	運賃	運賃	運賃	運賃

（上記運賃及び料金は、令和６年３月２９日付けで公示された特別区・武三地区ハイヤー自動認可運賃・料金表のもの ）
その他料金（施行規則第１０条の４第１項で定める料金を除く。）、割増、割引及び適用方法については、平成３１年２月２２日付け関自旅二第３０３８号の公示内容とする。

４．設定約款
昭和４８年９月６日付け運輸省告示第３７２号による一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款を適用する。

５．添付書類
施行規則第１０条の３第３項の規定により省略。

（特別区・武三地区ハイヤー自動認可運賃・メーター器無し）

令和　　年　　月　　日

関東運輸局長　殿

住　　所
名　　称
代表者名
連 絡 先

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金（ハイヤー）設定認可申請書

今般、一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金（ハイヤー）を、下記のとおり設定したいので、道路運送法第９条の３及び同法施行規則第１０条の３の規定により申請いたします。

記

１．申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

２．設定しようとする運賃及び料金を適用する営業区域
特別区・武三交通圏

３．設定しようとする運賃及び料金の種類、額及び適用方法

種類／車種	時間制運賃	長期間契約運賃Ａ	長期間契約運賃Ｂ	距離制運賃・待料金
大型車	運賃	運賃	運賃	（設定しない）

（上記運賃及び料金は、令和６年３月２９日付けで公示された特別区・武三地区ハイヤー自動認可運賃・料金表のもの ）ただし、距離による算出は行わない。
その他料金（施行規則第１０条の４第１項で定める料金を除く。）、割増、割引及び適用方法については、平成３１年２月２２日付け関自旅二第３０３８号の公示内容とする。

４．設定約款
昭和４８年９月６日付け運輸省告示第３７２号による一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款を適用する。

５．添付書類
施行規則第１０条の３第３項の規定により省略。

（京浜地区ハイヤー自動認可運賃・メーター器有り）
令和　　年　　月　　日

関東運輸局長　殿

住　　所
名　　称
代表者名
連 絡 先

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金（ハイヤー）設定認可申請書

今般、一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金（ハイヤー）を、下記のとおり設定したいので、道路運送法第９条の３及び同法施行規則第１０条の３の規定により申請いたします。

記

１．申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

２．設定しようとする運賃及び料金を適用する営業区域
京浜交通圏

３．設定しようとする運賃及び料金の種類、額及び適用方法

種類／車種	時間制運賃	半日貸運賃	一日貸運賃	距離制運賃・待料金
大型車	運賃	運賃	運賃	運賃
中型車	運賃	運賃	運賃	運賃

（上記運賃及び料金は、令和元年８月３０日付けで公示された京浜地区ハイヤー自動認可運賃・料金表のもの ）
その他料金、割増、割引及び適用方法については、平成９年３月１０日付け関自旅２第７７８号の認可内容とする。

４．設定約款（ 新規許可事業者が標準運送約款を適用する場合に記載する。）
昭和４８年９月６日付け運輸省告示第３７２号による一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款を適用する。

５．添付書類
施行規則第１０条の３第３項の規定により省略。

（京浜地区ハイヤー自動認可運賃・メーター器無し）

令和　　年　　月　　日

関東運輸局長　殿

住　　所
名　　称
代表者名
連 絡 先

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金（ハイヤー）設定認可申請書

今般、一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金（ハイヤー）を、下記のとおり設定したいので、道路運送法第９条の３及び同法施行規則第１０条の３の規定により申請いたします。

記

１．申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

２．設定しようとする運賃及び料金を適用する営業区域
京浜交通圏

３．設定しようとする運賃及び料金の種類、額及び適用方法
(1)令和元年８月３０日付けで公示された京浜地区ハイヤー自動認可運賃･料金表より以下のとおり設定する。

種類／車種	時間制運賃	半日貸運賃	一日貸運賃	距離制運賃・待料金
大型車	運賃	運賃	運賃	（設定しない）
中型車	運賃	運賃	運賃	（設定しない）

(2)時間制運賃、半日貸運賃及び一日貸運賃について、距離による算出は行わない。
(3)長距離割引は適用しない。
(4)その他料金（施行規則第１０条の４第１項で定める料金を除く。）、割引、割増及び適用方法（距離制運賃・待料金並びに上記(2)及び(3)にかかるものを除く。）については、平成９年３月１０日付け関自旅２第７７８号の認可内容とする。

４．設定約款（ 新規許可事業者が標準運送約款を適用する場合に記載する。）
昭和４８年９月６日付け運輸省告示第３７２号による一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款を適用する。

５．添付書類
施行規則第１０条の３第３項の規定により省略。

（埼玉南部地区ハイヤー自動認可運賃・メーター器有り）
令和　　年　　月　　日

関東運輸局長　殿

住　　所
名　　称
代表者名
連 絡 先

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金（ハイヤー）設定認可申請書

今般、一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金（ハイヤー）を、下記のとおり設定したいので、道路運送法第９条の３及び同法施行規則第１０条の３の規定により申請いたします。

記

１．申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

２．設定しようとする運賃及び料金を適用する営業区域
県南中央交通圏

３．設定しようとする運賃及び料金の種類、額及び適用方法

種類／車種	時間制運賃	半日貸運賃	一日貸運賃	距離制運賃・待料金
特定大型車	運賃	運賃	運賃	運賃
大型車	運賃	運賃	運賃	運賃
普通車	運賃	運賃	運賃	運賃

（上記運賃及び料金は、令和元年８月３０日付けで公示された埼玉南部地区ハイヤー自動認可運賃・料金表のもの ）
その他料金、割増、割引及び適用方法については、別紙のとおりとする。

４．設定約款（ 新規許可事業者が標準運送約款を適用する場合に記載する。）
昭和４８年９月６日付け運輸省告示第３７２号による一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款を適用する。

５．添付書類
施行規則第１０条の３第３項の規定により省略。

別紙（埼玉南部地区ハイヤー・メーター器有り）

適　用　方

１　車種区分

(1) 車種区分は次による。

ただし、特種なバンパー（衝撃吸収バンパー等）を装着した自動車にあっては、標準バンパーを装着した場合における車両の長さによる。

ア　特定大型車　道路運送車両法施行規則第２条に定める普通自動車又は小型自動車のうち乗車定員７名以上のもの。

ただし、身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動車）を除く。

イ　大型車　道路運送車両法施行規則第２条に定める普通自動車のうち排気量２リットル（ディーゼル機関を除く。）を超えるもので乗車定員６名以下のもの、又は身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動車）であって乗車定員７名以上のもの。

ウ　普通車　道路運送車両法施行規則第２条に定める普通自動車のうち排気量２リットル（ディーゼル機関を除く。）以下のもので乗車定員６名以下のもの及び同条に定める小型自動車で乗車定員６名以下のもの、又は同条に定める普通自動車及び同条に定める小型自動車のうち身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動車）であって乗車定員６名以下のもの、又は同条に定める軽自動車のうち乗用自動車、及びリフト又はスロープにより車椅子で乗降でき、かつ、運行時に車椅子を固定することのできる設備を有する特種用途自動車。

(2) この運賃及び料金は、ハイヤーとして埼玉運輸支局長に届け出た車両のみに適用するものとする。

２　時間制運賃

(1) 時間制運賃による時間又は走行距離の算定は、車庫又は営業所若しくは駐車場を旅客の要求により発車した時から、旅客の運送を終わって帰着するまでの時間又は走行距離による。

ただし、運転者、車両又は道路等の都合により帰着時間又は走行距離が延長した場合にあっては、通常帰着できる時間又は走行距離により算定する。

(2) 時間制運賃の算出は、一契約ごとに時間又は走行距離のいずれか高額のものとする。

(3) 時間制運賃による場合の走行距離の算出は、運賃メーター器による。

３　距離制運賃

(1) 距離制運賃は、降車時点において運賃を収受する旅客に適用する。

(2) 距離制運賃及び待料金の収受は運賃メーター器の表示額による。

(3) 待料金は、旅客の都合により車両を待機させた場合で、かつ、距離制運賃にのみ適用する。

(4) 距離制運賃及び待料金の算定は、営業所・車庫又は駐車場を旅客の要求により発車した時から、旅客の運送を終わるまでの走行距離及び待時間による。

４　半日貸、１日貸運賃

(1) 半日貸、１日貸運賃による時間又は走行距離の算定は、車庫又は営業所若しくは駐車場を旅客の要求により発車した時から、旅客の運送を終わって帰着するまでの時間又は走行距離による。

ただし、運転者・車両又は道路等の都合により帰着時間又は走行距離が延長した場合にあっては、通常帰着できる時間又は走行距離により算定する。

(2) 半日貸、１日貸運賃による走行距離の算出は、運賃メーター器による。

(3) 半日貸、１日貸運賃は、事前に契約が締結されており、かつ、７時から１９時までの時間帯に適用する。

（埼玉南部地区ハイヤー自動認可運賃・メーター器無し）

令和　　年　　月　　日

関東運輸局長　殿

住　　所
名　　称
代表者名
連 絡 先

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金（ハイヤー）設定認可申請書

今般、一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金（ハイヤー）を、下記のとおり設定したいので、道路運送法第９条の３及び同法施行規則第１０条の３の規定により申請いたします。

記

１．申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

２．設定しようとする運賃及び料金を適用する営業区域
県南中央交通圏

３．設定しようとする運賃及び料金の種類、額及び適用方法
⑴令和元年８月３０日付けで公示された埼玉南部地区ハイヤー自動認可運賃･料金表より以下のとおり設定する。

種類／車種	時間制運賃	半日貸運賃	一日貸運賃	距離制運賃・待料金
特定大型車	運賃	運賃	運賃	（設定しない）
大型車	運賃	運賃	運賃	（設定しない）
普通車	運賃	運賃	運賃	（設定しない）

⑵時間制運賃、半日貸運賃及び一日貸運賃について、距離による算出は行わない。
⑶その他料金（施行規則第１０条の４第１項で定める料金を除く。）、割引、割増及び適用方法については、別紙のとおりとする。

４．設定約款（ 新規許可事業者が標準運送約款を適用する場合に記載する。）
昭和４８年９月６日付け運輸省告示第３７２号による一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款を適用する。

５．添付書類
施行規則第１０条の３第３項の規定により省略。

別紙（埼玉南部地区ハイヤー・メーター器無し）

適　用　方

１　車種区分

(1) 車種区分は次による。

ただし、特種なバンパー（衝撃吸収バンパー等）を装着した自動車にあっては、標準バンパーを装着した場合における車両の長さによる。

ア　特定大型車　道路運送車両法施行規則第２条に定める普通自動車又は小型自動車のうち乗車定員７名以上のもの。

ただし、身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動車）を除く。

イ　大型車　道路運送車両法施行規則第２条に定める普通自動車のうち排気量２リットル（ディーゼル機関を除く。）を超えるもので乗車定員６名以下のもの、又は身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動車）であって乗車定員７名以上のもの。

ウ　普通車　道路運送車両法施行規則第２条に定める普通自動車のうち排気量２リットル（ディーゼル機関を除く。）以下のもので乗車定員６名以下のもの及び同条に定める小型自動車で乗車定員６名以下のもの、又は同条に定める普通自動車及び同条に定める小型自動車のうち身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動車）であって乗車定員６名以下のもの、又は同条に定める軽自動車のうち乗用自動車、及びリフト又はスロープにより車椅子で乗降でき、かつ、運行時に車椅子を固定することのできる設備を有する特種用途自動車。

(2) この運賃及び料金は、ハイヤーとして埼玉運輸支局長に届け出た車両のみに適用するものとする。

２　時間制運賃

時間制運賃による時間の算定は、車庫又は営業所若しくは駐車場を旅客の要求により発車した時から、旅客の運送を終わって帰着するまでの時間による。

ただし､運転者､車両又は道路等の都合により帰着時間が延長した場合にあっては、通常帰着できる時間により算定する。

３　半日貸、１日貸運賃

(1) 半日貸、１日貸運賃による時間の算定は、車庫又は営業所若しくは駐車場を旅客の要求により発車した時から、旅客の運送を終わって帰着するまでの時間による。

ただし､運転者･車両又は道路等の都合により帰着時間が延長した場合にあっては、通常帰着できる時間により算定する。

(2) 半日貸、１日貸運賃は、事前に契約が締結されており、かつ、７時から１９時までの時間帯に適用する。

（千葉地区ハイヤー自動認可運賃・メーター器有り）
令和　　年　　月　　日

関東運輸局長　殿

住　　所
名　　称
代表者名
連 絡 先

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金（ハイヤー）設定認可申請書

今般、一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金（ハイヤー）を、下記のとおり設定したいので、道路運送法第９条の３及び同法施行規則第１０条の３の規定により申請いたします。

記

１．申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

２．設定しようとする運賃及び料金を適用する営業区域
交通圏

３．設定しようとする運賃及び料金の種類、額及び適用方法

種類／車種	時間制運賃	半日貸運賃	一日貸運賃	距離制運賃・待料金
大型車	運賃	運賃	運賃	運賃
中型車	運賃	運賃	運賃	運賃

（上記運賃及び料金は、令和元年８月３０日付けで公示された千葉地区ハイヤー自動認可運賃・料金表のもの ）
その他料金、割増、割引及び適用方法については、平成９年３月１０日付け関自旅２第７７９号の認可内容とする。

４．設定約款（ 新規許可事業者が標準運送約款を適用する場合に記載する。）
昭和４８年９月６日付け運輸省告示第３７２号による一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款を適用する。

５．添付書類
施行規則第１０条の３第３項の規定により省略。

（千葉地区ハイヤー自動認可運賃・メーター器無し）

令和　　年　　月　　日

関東運輸局長　殿

住　　所
名　　称
代表者名
連 絡 先

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金（ハイヤー）設定認可申請書

今般、一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金（ハイヤー）を、下記のとおり設定したいので、道路運送法第９条の３及び同法施行規則第１０条の３の規定により申請いたします。

記

１．申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

２．設定しようとする運賃及び料金を適用する営業区域
交通圏

３．設定しようとする運賃及び料金の種類、額及び適用方法
(1)令和元年８月３０日付けで公示された千葉地区ハイヤー自動認可運賃･料金表より以下のとおり設定する。

種類／車種	時間制運賃	半日貸運賃	一日貸運賃	距離制運賃・待料金
大型車	運賃	運賃	運賃	（設定しない）
中型車	運賃	運賃	運賃	（設定しない）

(2)時間制運賃、半日貸運賃及び一日貸運賃について、距離による算出は行わない。
(3)長距離割引は適用しない。
(4)その他料金（施行規則第１０条の４第１項で定める料金を除く。）、割引、割増及び適用方法（距離制運賃・待料金並びに上記(2)及び(3)にかかるものを除く。）については、平成９年３月１０日付け関自旅２第７７９号の認可内容とする。

４．設定約款（ 新規許可事業者が標準運送約款を適用する場合に記載する。）
昭和４８年９月６日付け運輸省告示第３７２号による一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款を適用する。

５．添付書類
施行規則第１０条の３第３項の規定により省略。